

大阪公立大学工業高等専門学校産学連携推進會会則

（設置）

第1条 大阪公立大学工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、産学連携推進會（以下「本會」という。）を置く。

（目的）

第2条 本會は、本校を核に産学連携による技術向上等に関する人的及び情報交流の促進など地域技術支援並びに産学の「共育」連携による学生の育成等に資することを目的とする。

（事業）

第3条 本會は、前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

（1）生産技術の支援

技術相談、共同研究の促進、各種セミナー、生産技術アドバイザーの派遣、教員との情報交換会など

（2）会員企業との共育連携

インターンシップ・就職求人説明会等の支援、企業見学会の実施、経営者による特別講義の開催

（3）学校と連携した再就職支援など

（4）その他、本會の目的を達成するに相応しいと考えられる事業

（会員）

第4条 本會は本會の趣旨に賛同する団体及び法人会員をもって組織する。

（構成）

第5条 本會は次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 地域連携テクノセンター長
- 三 校長が指名する者
- 四 会員

（役員）

第6条 本會に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計監事 1名

（会長）

第7条 会長は校長をもって充てる。

(副会長)

第8条 副会長は地域連携テクノセンター長をもって充てる。

(会計監事)

第9条 会計監事は、総会において会員のうちから選出する。

(役員の職務)

第10条 会長は本会を代表し、本会の業務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計監事は本会の会計を監査する。

(運営会議)

第11条 本会に運営会議を置き、運営会議は適宜開催する。

2 運営会議は、事業計画案など運営の基本方針に関わることを審議する。

3 運営会議は次に掲げる者をもって組織する。

一 会長

二 副会長

三 その他会長が必用と認める者（幹事等）

(総会)

第12条 総会は年1回開催し会長が議長となる。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

2 総会では、当該年度の事業報告、決算報告、次年度の事業計画、予算を報告するとともに、講演会等を実施する。

(経費)

第13条 本会の運営は、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 寄附金は1口2万円とし、毎年4月初日から翌年3月末日の事業期間分として、毎年原則5月末日までに寄附金の申込を行うものとする。

(入会・退会)

第14条 本会への入会は、寄附金の申込みをもって入会とする。

2 本会からの退会は、会員から退会する旨の申出があった場合、又は毎年5月末日までに寄附金の申込がない場合とする。

(事務)

第15条 本会に関する事務は地域連携テクノセンターにおいて処理する。

(雑則)

第16条 本会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

本会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

- 1 本会則は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 第13条第2項の定めにかかわらず、令和7年度の事業期間は、令和7年8月初日から令和8年3月末日までとする。